

小金井市いじめ防止対策推進条例（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和2年6月1日から7月10日まで

意見提出数：10人（郵送1人、ファクス5人、電子メール4人）・10件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	加害者の支援 いじめの防止等の 具体的な取組	<p>第2条2項でいじめの防止等は『いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処』と定義されていますが、第3条基本理念の内容は「いじめられている児童」「いじめを容認する形になった児童」「いじめ行為」についての内容となっており、「いじている児童」について触れられていないように見えました。被害者を守るのは大切なことですが、相手当事者である加害者についても言及されたほうが良いと思います。</p> <p>いじめをしてはならないと理解したとしても、結局「いじめに走った理由」が解消されなければ、余計にフラストレーションを溜めさせ、異なる形で爆発させるだけなのではという懸念を覚えました。被害者同様、加害者に対してもケアを行う旨を文字として明確に盛り込んだほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>また、保護と称して被害者を当該環境（学校）から選択の余地なく引き離さないことを検討、明記していただきたいです。</p> <p>当該環境に対し加害者が権力を有している場合を除き、当該環境から隔離のうえ処置が必要なのは、暴力</p>	<p>加害者の支援を行うことについては、教育委員会としても必要な支援と考えています。今回のパブリックコメントにおける御意見及び検討委員会での検討を踏まえて、いじめの防止等のための対策は被害児童生徒の支援とともに、加害児童生徒の指導・支援の観点について基本理念に規定を追加します。</p> <p>被害者を当該環境（学校）から選択の余地なく引き離さないこと、非のない被害者から学ぶ機会を無遠慮に奪わないといったことなどについては、教育委員会としても同じ考えでいます。</p> <p>いじめの防止等の具体的な取組については、条例及び基本方針にその考えを示しながら市、学校が取り組んでいくものと考えています。今回のパブリックコメントにおける御意見並びに条例に規定がある小金井市いじめ防止対策連絡協議会及び小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会での議論を踏まえながら、いじめの防止等のための対策を推進してまいります。</p>

		行為に走るしかなくなった加害者だと思います。罰するためではなく、根本的に解決するために、専門的な心のケアを施してあげてほしいです。また、非のない被害者から学ぶ機会を無遠慮に奪わないでほしいです。	
2	目的 いじめの理解・啓蒙	<p>(目的)「いじめ防止対策推進法」のことばのあとに「小金井市いじめ防止基本方針」を併記する。10条で表記されてはいるけど。</p> <p>(基本理念) 又は (いじめの禁止)</p> <p>文書の追加。またいじめは人権の侵害であり犯罪であることを教員など学校のスタッフ、児童・生徒、保護者などが理解することが大事である。</p> <p>(前文) 第2節に関して</p> <p>このことについて当市だけではなく全国でも同様。いじめを受け自死を選んだ子どもも少なくなく大人としてはやり切れない思いである。自分の周りにも我が子の「いじめ」を感じ事態を学校に伝えても理解してもらえない、ひどい時には「なかった」ことにされてしまい、いじめの辛さに加え、その対応に苦しむ親子がいた。「死ななければ学校は動いてくれないの？」という親の声は聞いている方も辛い、当事者の比ではないが。</p> <p>いじめは人権の問題であること、犯罪なのだという理解・啓蒙が大事だと思う。とりわけ直接子どもが生活する場の大人にはそれを十分にわかってほしい。</p> <p>子どもにも大人にも過ごしやすい学校であってほしいと願っている。</p>	<p>これまでは平成26年12月に策定された小金井市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を推進してまいりました。しかしながら、今回条例を制定することにより、当該条例に基づく小金井市いじめ防止基本方針という位置付けになることから、(目的)の条文に「小金井市いじめ防止基本方針」を併記することは馴染まないと考えています。</p> <p>いじめの事案、態様は非常に幅広く、犯罪行為として取り扱われるものもありますが、刑法上の犯罪行為に該当しないものも存在します。しかしながら、「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性があるものと考えています。いじめは絶対に許されない行為であるという考えの下、校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上、児童・生徒及び保護者を対象としたいじめの防止のための啓発活動の推進等、学校におけるいじめの防止等に関する取組について、条例制定後も引き続き取り組んでまいります。</p>
3	加害者の支援 いじめの防止等の	いじめられる子だけでなく、いじめる子の救済も必要ではないか。	加害者の支援を行うことについては、教育委員会としても必要な支援と考えています。今回のパブリック

	<p>具体的な取組</p>	<p>心の闇を抱えるのは、むしろいじめる子側であると思う。</p> <p>また、いじめる・いじめられる側が固定化している場合だけではなく、変化するのが今のいじめであるとも言われるが、それについてどのような対策があるのか見えない。</p>	<p>コメントにおける御意見及び検討委員会での検討を踏まえて、いじめの防止等のための対策は被害児童生徒の支援とともに、加害児童生徒の指導・支援の観点について基本理念に規定を追加します。</p> <p>いじめの防止等の具体的な取組については、条例及び基本方針にその考えを示しながら市、学校が取り組んでいくものと考えています。今回のパブリックコメントにおける御意見並びに条例に規定がある小金井市いじめ防止対策連絡協議会及び小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会での議論を踏まえながら、いじめの防止等のための対策を推進してまいります。</p>
<p>4</p>	<p>条例名称 前文 加害者の対応 保護者の指導</p>	<p>条例の名前に日本語の運用上の問題があります。「2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう」ならば、「防止」という、「未然に防ぐ」意味の言葉では、すでにいじめが起こった場合に本人たちが対象外だと感じて、条例の中身にたどり着けない可能性があり、不適切です。「いじめ対策推進条例」で良いはずです。「防止」にこだわるのは、小金井市にいじめが存在することを認めたくないがゆえでは無いか、だとすれば「しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめ防止のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。」という前提が覆れてしまい、問題です。</p> <p>また、前文の「温かい人間関係を築き、」という文章も問題です。この関係を温かいと感じているのは誰か。主語が無いと、加害者側のみが温かい関係と感じて</p>	<p>条例名称については、いじめが起こった場合を除くという考え又はいじめが存在することを認めたくないという考えはありません。いじめの防止等のための対策（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）を総合的かつ効果的に推進するという本条例の目的を分かりやすく伝えるため、「小金井市いじめ防止対策推進条例（案）」としています。</p> <p>前文については、今回のパブリックコメントにおける御意見及び検討委員会での検討を踏まえて、「温かい人間関係を築き」の前に「人権を尊重し合う」を追加します。</p> <p>加害者の支援を行うことについては、教育委員会としても必要な支援と考えています。今回のパブリックコメントにおける御意見及び検討委員会での検討を踏まえて、いじめの防止等のための対策は被害児童生徒の支援とともに、加害児童生徒の指導・支援の観点について基本理念に規定を追加します。</p>

		<p>いた場合に生じる被害に対応できない場合が起こりかねません。「人権を尊重し合う関係」との修正を求めます。いじめが人権侵害であることは否めません。であれば、はっきりと「人権を守る」と言葉にすべきです。情緒に流れ、曖昧な表現をすべきではありません。</p> <p>また、実際の対策の中身が無いので評価をしづらいたのですが、いじめた側の児童の対応を真剣に考えるべきです。イギリス、カナダ他、いじめた児童を含むクラス全体のカウンセリング、いじめた児童こそ必要であろうケア、また加害児童の強制的な休校措置、転校措置を行う国の事例を取り入れ、実行も視野に入れるべきです。児童であるからこそ、他者の安全に教育を受ける権利を侵害してはいけないことを理解させなくてはなりません。</p> <p>最後に、第8条における保護者の指導について、保護者への人権講習を求めます。私自身、公民権教育、倫理教育が義務教育でなされないまま、保護者になった自覚があります。保護者個人がバラバラに児童を指導したところで、効果はあり得ません。ここまでのいじめが深刻な問題になっていけばなおさらです。保護者に指導を求めるなら、保護者に教育の機会をください。</p>	<p>また、いじめの防止等の具体的な取組については、条例及び基本方針にその考えを示しながら市、学校が取り組んでいくものと考えています。今回のパブリックコメントにおける御意見並びに条例に規定がある小金井市いじめ防止対策連絡協議会及び小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会での議論を踏まえながら、いじめの防止等のための対策を推進してまいります。</p> <p>保護者への理解及び周知についてですが、平成26年12月に策定された小金井市いじめ防止基本方針に示されている、児童・生徒及び保護者を対象としたいじめの防止のための啓発活動の推進については、条例制定後も引き続き取り組んでいくことが必要と考えています。</p>
5	いじめの防止等の具体的な取組 学校の体制	<p>第9条について一児童の見守り声かけを行うことで街から犯罪が少なくなると言われている。しかし今の都心であってどこに誰が住んでいるのか、どこの子どもが学校へ行っているのかさえ知らない。お互いに街が協力して子どもを育てる習慣も薄れている。私たちがどのように子どもを見守り、街で育てていくのか、検討してほしい。小金井でも外国の労働者の方が増え</p>	<p>いじめの防止等の具体的な取組については、条例及び基本方針にその考えを示しながら市、学校が取り組んでいくものと考えています。今回のパブリックコメントにおける御意見並びに条例に規定がある小金井市いじめ防止対策連絡協議会及び小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会での議論を踏まえながら、いじめの防止等のための対策を推進してまいります。</p>

		<p>ている。同じ人間として私たちと同じように権利が与えられているでしょうか。弱者の方（子ども、老人なども含む）が大切にされる教育が行われることにより、街に見守ると言う行為ができて来るのではないのでしょうか。少子化が加速しています。子ども一人一人が大事にされる教育、そのためにも少人数学級の実現が必要です。ゆとりこそ、子どものいじめをなくすビタミンではないのでしょうか。</p>	<p>また、市、教育委員会、学校が協力しながら、教職員の働き方改革の推進などにより、教職員が児童生徒に対してより良い指導及び支援を行うことができる環境の充実に図ってまいります。</p>
6	学校の体制	<p>コロナ禍の中、子どもたちは突然の、しかも経験したことのない長い休校で、心身に変調をきたしている子が多数いる一何人もの小児科医が指摘しています。実際、ケンカが増えたり「死ね」「消えろ」と攻撃的な言葉も飛び交っているようです。</p> <p>このような状況では、今後いじめの多発も十分に考えられます。</p> <p>いじめの発見・対処には、少人数学級と教職員の増員がもっとも重要だと思います。1人1人にキメ細かな対応ができてこそ、クラス運営も互いの意思疎通もうまくいくのではないのでしょうか。</p> <p>幸い、全国知事会も少人数学級と教員増員の提言を発表しました。市としてもぜひこの方向で実現に向けて努力してください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした臨時休校により、児童生徒が、学校に通えなくなることで、友達と遊べないことによる心身のケアについては、教育委員会としても重要と考えており、学校再開後は、児童生徒の状態を気かけながら、学校活動を行っているところです。</p> <p>また、市、教育委員会、学校が協力しながら、教職員の働き方改革の推進などにより、教職員が児童生徒に対してより良い指導及び支援を行うことができる環境の充実に図ってまいります。</p>
7	加害者の支援 学校の体制	<p>いじめにあったら、いじめられ続けたら周りの人に相談し一人で悩まないように～ とカウンセラーの方々（または近くの大人）は助言する。もちろんこのように助言することも大事だが、一方のいじめる側にも対応する必要があると思う。これだけ“いじめ”で傷つく人が多いのは、それ以上にいじめる側が多いと</p>	<p>加害者の支援を行うことについては、教育委員会としても必要な支援と考えています。今回のパブリックコメントにおける御意見及び検討委員会での検討を踏まえて、いじめの防止等のための対策は被害児童生徒の支援とともに、加害児童生徒の指導・支援の観点について基本理念に規定を追加します。</p>

		<p>いうこと。世の中の親は、我が子がいじめられていないかと心配するが、いじめていないかと目は向けない。いじめる側は、“ふざけ”とか“いじり”と言ひ、相手は笑っているからと、エスカレートする。いじめる側には、家庭・校内・社会等に対する不満を持っている人が多い。このような状態の子ども（生徒）に、ゆっくり話を聞いたり相談にのれる十分な時間がとれること。忙し過ぎる教師の負担を、減らすことが必要と思う。少人数学級・教員の数を増やすことを早急にすることが、いじめから解放される学校になると信じる。</p>	<p>また、市、教育委員会、学校が協力しながら、教職員の働き方改革の推進などにより、教職員が児童生徒に対してより良い指導及び支援を行うことができる環境の充実に努めてまいります。</p>
8	いじめの対象 その他全体に関する こと	<p>小金井市の「いじめ」について一筆申し上げます。 ここで使われる「いじめ」の対象は、子ども達に絞られているのでしょうか。私が家族で小金井市に引っ越して来て、近所の数件から受けた嫌がらせ→いじめで、日々大変な思いで生活した中で人間のいじめについて思ったことを、防止対策の何かしらのお役に立ててもらえないかとペンを執りました。</p> <p>いじめにはボスの存在がいます。低レベルの見栄、負けず嫌いの自己顕示欲が、仲間を作ってどんどん行動をエスカレートさせていきます。その家族群は、家族全員で私にターゲットを絞って陰湿な行動をしてきました。問題なのは、子どもも加わっていること、ボス的な家は、人の集まりが多く、そこに出入りする友人達も加わることで、その人たちがデマを拡散すること、また入会した某会にもそのいじめが持ち込まれ、前向きな気持ちで参加はしたけれど、ストレスからくる味覚障害を発生し、健康を害する結果になりました。</p> <p>町会の役員をしている方に相談も致しました。某会</p>	<p>御自身の経験から御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>本条例のいじめの対象は、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する学校に在籍する児童又は生徒と規定しています。</p> <p>いじめの防止等のための対策は、保護者・地域・関係機関と連携した取組が重要と考えています。これは平成26年12月に策定された小金井市いじめ防止基本方針にも保護者・地域・関係機関と連携した取組について示しているところであり、この考えは条例制定後も引き続き取り組んでいくものと考えています。</p> <p>また、いじめなどの相談体制の充実も重要と考えており、小金井市いじめ防止基本方針に示されている相談体制の整備及び周知、関係機関との情報共有及び連携、教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等の取組を条例制定後も引き続き行っていくことが必要と考えています。</p> <p>今回のパブリックコメントにおける御意見並びに条</p>

	<p>のまとめ役の方にお話もしましたが、いじめ側の口車に乗ってかえっていじめがひどくなりました。いじめには屈しないと自分に言いきかせて生活したものの、ストレスが高じて精神的にも、体調面にも影響が出てしまい、家はそのままにして、別の場所で暮らして居ります。</p> <p>小金井市に住んで前述のような環境の中で「いじめ」について考えない日はない、どうしたら「いじめ」がなくなるんだろうと。</p> <p>まずは、</p> <p>①地域の人間関係を健全にするよう、地域ぐるみで取り組むこと。正しいこと、してはいけないことの正しい判断が必要。大人達が襟を正して示していくこと→子ども達は親のやり方を見ています。</p> <p>②信頼して相談できる所（人）を見つけること。「いじめ」には自分ひとりでは立ち向かえません。精神的なケアはとても大切です。</p> <p>③それが望めないようなら、引越や転校をして環境を変えること。一番大切にしなければいけないのは、自分の命です。どんな大変な状況であっても自殺はダメ！！</p> <p>◎最後に言いたいことは、自分がいじめる側にならないこと。「いじめ」からは良いものが何もうまれません。水が低い方に流れるように、下劣な行為や低い意識は広がり易い。小金井市は、コア（中枢）が古いままになってはいませんか。ゴミ問題が有名な不名誉な市になっているのは、根底に「いじめ」がないだろうか。自然豊かな恵まれた環境の小金井市。「いじめ」には縁</p>	<p>例に規定がある小金井市いじめ防止対策連絡協議会及び小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会での議論を踏まえながら、いじめの防止等の具体的な取組を推進してまいります。</p>
--	---	--

		のない良い市へと益々発展して欲しいと願っております。	
9	条例の周知 加害者の支援 いじめの防止等の 具体的な取組 規範意識	<p>小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち 小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、「いじめのない小金井市」の実現に向けて取り組んできました。</p> <p>→市内の中学校では、学校長がいじめの事実を認めないこともあったと聞いている。</p> <p>まず、条例の存在意義をきちんと学校現場に理解させてほしい。</p> <p>いじめられる子だけでなく、いじめる子の救済も必要ではないか。</p> <p>心の闇を抱えるのは、むしろいじめる子側であると思う。</p> <p>また、いじめる・いじめられる側が固定化している場合だけではなく、変化するのが今のいじめであるとも言われるが、それについてどのような対策があるのか見えない。</p> <p>第8条に「規範意識を養うための指導」とあるが、規範意識を指導しても心の闇は解決しないと思われる。</p> <p>規範意識という言葉がピンとこない。わかりづらい。</p>	<p>教育委員会では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、小金井市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を行ってきたところです。今回条例を制定することで、市のいじめの防止等のための対策の推進につながるものと考えており、条例制定後の周知及び基本方針に基づく取組をより充実させていきたいと考えています。</p> <p>加害者の支援を行うことについては、教育委員会としても必要な支援と考えています。今回のパブリックコメントにおける御意見及び検討委員会での検討を踏まえて、いじめの防止等のための対策は被害児童生徒の支援とともに、加害児童生徒の指導・支援の観点について基本理念に規定を追加します。</p> <p>また、いじめの防止等の具体的な取組については、条例及び基本方針にその考えを示しながら市、学校が取り組んでいくものと考えています。今回のパブリックコメントにおける御意見並びに条例に規定がある小金井市いじめ防止対策連絡協議会及び小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会での議論を踏まえながら、いじめの防止等のための対策を推進してまいります。</p> <p>規範意識については、決まり又はルールを守ろうとする意識と捉えており、規範意識を養うことはいじめを行わないことにつながる重要な要因の一つだと考えていることから、このように規定しています。</p>
10	加害者の支援 いじめの防止等の	「第8条第2項 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等を いじめか	加害者の支援を行うことについては、教育委員会としても必要な支援と考えています。今回のパブリック

	<p>具体的な取組</p>	<p>ら保護するものとする。」にもありますが、いじめが発生した時に被害者を守ることも大事ですが、加害者にも注目するような仕組みを取り入れることを検討していただきたいです。</p> <p>現に、海外では加害者プログラムがあり、被害者より加害者ケアの方が重要と考えているようです。加害者のこうした不適切な行動の背景に重大な問題が隠れている時が少なからずあるそうです。</p> <p>加害者心理を考える広く周知することは悲惨な被害者を減らすためにも大事な事だと思います。</p>	<p>コメントにおける御意見及び検討委員会での検討を踏まえて、いじめの防止等のための対策は被害児童生徒の支援とともに、加害児童生徒の指導・支援の観点について基本理念に規定を追加します。</p> <p>また、いじめの防止等の具体的な取組については、条例及び基本方針にその考えを示しながら市、学校が取り組んでいくものと考えています。今回のパブリックコメントにおける御意見並びに条例に規定がある小金井市いじめ防止対策連絡協議会及び小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会での議論を踏まえながら、いじめの防止等のための対策を推進してまいります。</p>
--	---------------	--	---

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。